

平成22年第4回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成22年5月24日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成22年6月2日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 矢ヶ崎 紀 男
 - 2番 前 田 親 人
 - 3番 三 堀 善 業
 - 4番 中 谷 道 文
 - 5番 中 村 守 夫
 - 6番 永 原 良 子
 - 7番 船 木 善 司
 - 8番 岩 田 清
 - 9番 根 橋 俊 夫
 - 10番 成 瀬 恵津子
 - 11番 宮 下 敏 夫
 - 12番 宇 治 徳 庚
 - 13番 山 岸 忠 幸
 - 14番 篠 平 良 平
6. 会議事項
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議員提出議案の審議について
発議第1号辰野町議会開設55年に関する決議
 - 日程第4 議案第1号専決処分の承認を求めることについて
専決第1号平成21年度辰野町一般会計補正予算(第11号)
 - 日程第5 議案第2号専決処分の承認を求めることについて
専決第2号平成21年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第4号)
 - 日程第6 議案第3号専決処分の承認を求めることについて
専決第3号平成21年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算
(第3号)
 - 日程第7 議案第4号専決処分の承認を求めることについて
専決第4号平成21年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算
(第4号)
 - 日程第8 議案第5号専決処分の承認を求めることについて
専決第5号平成21年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

- 日程第9 議案第6号専決処分の承認を求めることについて
専決第6号平成21年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第7号専決処分の承認を求めることについて
専決第7号平成21年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第8号専決処分の承認を求めることについて
専決第8号平成21年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第9号専決処分の承認を求めることについて
専決第9号平成21年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第10号専決処分の承認を求めることについて
専決第10号辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号専決処分の承認を求めることについて
専決第11号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号専決処分の承認を求めることについて
専決第12号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号専決処分の承認を求めることについて
専決第13号平成22年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第14号辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号平成22年度辰野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第17号平成22年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第18号国土利用計画（第2次辰野町計画）について
- 日程第22 地方自治法施行令第146条第2項及び地方自治法第243条の3第2項の規定による報告事項
報告第1号平成21年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第2号平成21年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書
報告第3号平成21年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成22年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について
報告第4号平成21年度辰野町開発公社事業決算書及び平成22年度辰野町開発公社事業計画書の提出について

日程第23 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

| | | | |
|-----------------|--------|-----------------|-------|
| 町長 | 矢ヶ崎 克彦 | 副町長 | 林 龍太郎 |
| 教育長 | 古村 仁士 | 代表監査委員 | 小野 眞一 |
| 総務課長 | 小沢 辰一 | まちづくり政策課長 | 松尾 一利 |
| 住民税務課長 | 松井 夕起子 | 保健福祉課長 | 野沢 秀秋 |
| 産業振興課長 | 中村 良治 | 建設水道課長 | 増沢 秀行 |
| 水処理センター所長 | 一ノ瀬 保弘 | 会計管理者 | 金子 文武 |
| 教育次長 | 林 一昭 | 病院事務長 | 荻原 憲夫 |
| 福寿苑事務長 | 宮原 正尚 | 消防署長 | 赤羽 守 |
| 両小野国保診療所 事務長 | 向山 光 | 社会福祉協議会 事務局長 | 林 康彦 |

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

| | |
|-----------|---------|
| 議会事務局長 | 桑 沢 高 秋 |
| 議会事務局庶務係長 | 赤 羽 裕 治 |

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

| | |
|---------|---------|
| 議席 第12番 | 宇 治 徳 庚 |
| 議席 第13番 | 山 岸 忠 幸 |

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。田植えの時期も終わりいよいよ6月であります。暦の上では一足先に夏ですが、久しぶりの青空に初夏の気配が感じられます。さわやかな春から暑い夏への季節の移り変わりであります。辰野町議会におきましても6月から9月まで議会など出席の際の服装はクール・ビズといたしますのでご協力をお願いいたします。さて昭和30年4月に辰野町議会が発足して今年で55年を迎えます。今55年という節目に立ち、これまで議会が歩んできた歴史を今一度振り返りその歩みの中で得た教訓を活かし、議員一同英知を結集し信頼され開かれた議会の構築に全力を傾注してまいる決意を新たにしているところであります。議会55年記念に関わ

るさまざまな記念事業も挙行することとしました。本日記念事業の一環として辰野町議会開設55年に関する決議を行うこととしております。今後とも執行機関と連携しながら住民福祉の向上に努めてまいります。理事者、課長の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、一言挨拶といたします。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第4回辰野町議会定例会を開会いたします。ここで新任の課長並びに異動課長の挨拶を受けます。始めに新任課長松井住民税務課長。

○住民税務課長（松井）

この度4月1日付けで住民税務課長を拝命いたしました、松井夕起子と申します。出身は宮木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議 長

野沢保健福祉課長。

○保健福祉課長（野沢）

この度4月1日より保健福祉課長を拝命いたしました、野沢秀秋でございます。北大出身で、小野在住でございます。よろしくお願ひをいたします。

○議 長

宮原福寿苑事務長。

○福寿苑事務長（宮原）

この度4月の異動におきまして福寿苑事務長に任命されました、宮原正尚です。今後ともよろしくお願ひいたします。出身は宮木横町でございます。よろしくお願ひいたします。

○議 長

次に異動課長。金子会計管理者。

○会計管理者（金子）

この度4月1日付けで会計管理者を拝命いたしました、金子文武であります。住所は小横川です。よろしくお願ひいたします。

○議 長

続いて新規採用職員の紹介をいたします。

（新規採用職員、自己紹介）

○議 長

直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが文書報告としお手元に配付してありますので、のちほどご覧ください。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。第4回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第4回辰野町議会6月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましてはお忙しいところご出席を賜り、感謝を申し上げます。今年の春は202回と言われております、町内3社の式年御柱祭がありました。関係社の皆様のご努力により御柱祭が盛大に見事に、無事建立に執りつけましたことを敬意を表するところでございます。昨年はこの時期、私どもは丁度ワイトモ公式訪問から帰る頃から始まりました新型インフルエンザの発生がWHOから宣言され、日本中がその対策に追われた一年でもありました。今年はこの同時期に家畜の伝染病である口蹄疫の発症が確認され、畜産関係者に大きな打撃を与えております。一日も早い沈静化を望むところであります。しかし百日咳の流行などの兆しもありまして、様々なウィルスに対する感染症対策を常に念頭に置かなければならない時代に当たっていることを痛感しているものでもございます。一方政局は参議院選挙を控え緊迫した場面を迎えておりますが、先般内閣府が発表した1月から3月までの国内総生産（GDP）の速報値は実質1.2%増で年率に換算いたまして4.9%の増となり4四半期連続でプラス成長となりました。県内の経済動向も厳しい状況の中にはありますが生産は緩やかに増加し、持ち直している様相であります。今月から支給開始となる子ども手当等をはじめ、継続した経済対策が特に望まれるところであります。当町におきましても平成22年度事業も精力的に展開を図っているところであります。また、新町保育園は設計・造成工事を始めており、中学校の耐震補強工事も請負業者との仮契約が整えば今議会にて議決を願いたいと思っております。また昨年度の繰り越し事業であります介護予防センター建設事業におきましては、宮木泉水地区、川島地区が着工をし、平出旭町地区が入札の段階でございます。辰野病院の新築事業に関しましては、上伊那地域の公立3病院の機能分担を図るべく地域医療再生計画が動き出し、上伊那広域連合議会でもこの計画を基本に進めていくことが確認をされたところであります。地域医療でありますこの上伊那地域の公立

病院等の運営連携会議のもとで作業部会が設置され、辰野総合病院施設部会での研究と平行して病院建設を進めてまいります。現在設計業者の選定を終わらせておきまして、逐次ご報告をさせていただきます。今月19日には第62回ほたる祭りが開幕となります。幼虫の上陸数は5月12日で過去最多の2万3,000匹を越え、幻想的な螢の乱舞が期待できそうであります。観光の宝でありますほたる祭りが天候に恵まれて多くの皆さんが訪れていただけることを祈りながら、議員各位におかれましても実行委員のお立場でのお力添えをお願いする次第であります。さて今定例会にご提案申し上げます議案は、専決関係では平成21年度補正予算、一般、特別会計合わせて9件、条例改正3件、平成22年度補正予算1件の計13件、条例の改正2件、平成22年度補正予算2件、国土利用計画の承認案件1件の合わせて18議案であります。また報告事項といたしまして、平成21年度一般会計繰越明許費繰越計算書等4件であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたりましての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により議席12番、宇治徳庚議員、議席13番、山岸忠幸議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、宇治徳庚議員。

○議会運営委員長（宇治）

皆さんおはようございます。去る5月24日議会運営委員会を開催し、平成22年第4回辰野町議会6月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。5月24日辰野町告示第37号によって、辰野町長より6月の定例会を6月2日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと6月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い全員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(会期日程案 朗読)

○議長

お諮りします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から6月17日迄の16日間と決定いたしました。日程第3、議員提出議案の審議についてを議題とします。発議第1号、辰野町議会開設55年に関する決議を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○船木(7番)

(発議1号 朗読)

以上ですが、全議員のご賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第1号、辰野町議会開設55年に関する決議を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。日程第4、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、専決第1号平成21年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

平成21年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、特別交付税及び国・県補助金などの確定

に伴う財源組替、不用額の調整などによる総額1億986万9,000円の減額であり、予算総額は78億5,859万円となる専決補正予算であります。以下その大要を申し上げますと、歳入につきましては国・県支出金、繰入金及び町債など1億4,515万2,000円の減額に対し、地方譲与税、地方交付税及び諸収入など3,618万7,000円の増額となっております。歳出につきましては総務費では給与費、需用費、役務費など一般管理経費の減額補正が主なものであります。民生費では、介護給付費町負担金、介護予防空間整備事業等の減額補正であります。衛生費では、新型インフルエンザ予防接種扶助費、両小野国保病院への負担金の減額補正、聖地管理費は、霊園管理基金積立金の増額が主なものであります。農林水産業費では、農業振興補助金等の減額補正であります。商工費では、商工業誘致振興補助金及び工事請負費の減額補正が主なものであります。土木費では、各事業費の確定に伴う不用額の減額補正、住宅費は町営住宅整備基金積立金の増額が主なものであります。消防費では事業費確定に伴う減額補正であります。教育費では、各事業費の確定に伴う不用額の減額補正であります。なお、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、介護予防空間整備事業等9事業につきましては、平成22年度への繰り越し手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。各事業とも創意工夫により、歳出においては経常経費の削減に努めてまいりました。一方歳入は、景気回復の遅れ等により町税が前年を大幅に下回るなど総じて厳しい状況でありました。こうした中、不足する一般財源につきましては財政調整基金をはじめとする基金の取り崩しを行い対応してまいりました。以上のおおきく補正予算の大要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議のうえ承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（9番）

7ページですけれども、繰越明許費の件ですがこれ実は例年に増して繰越明許が多くなっております。その至った理由について伺います。

○まちづくり政策課長

繰越明許費につきましてはのち程ご報告申し上げるところでございますけれども、きめ細かな臨時交付金事業、国からの事業でございますがこれとそれから介護予防

空間整備事業の5事業が交付決定からの工期を考えますと、繰り越さざるを得なかったというところでございます。

○議長

ほかにございますか。

○船木（7番）

ページ39衛生費ですけれども、ここのですね保健衛生予防事業の中、扶助費が900万と△になっておりますけれども、先ほどの説明では新型インフルエンザというふうにありましたけれども、その中身を知りたいというところです。以上です。

○保健福祉課長

それでは扶助費の920万の減額の内容について説明をさせていただきます。新型インフルエンザ、昨年大流行ということになりまして国が定めた優先順位の接種者の中で低所得者の割合、住民税の非課税世帯でございますけれどもこの割合を推計をしまして県の指示により予算付けを行ってまいりました。しかし県の定めた設置のスケジュールに添い進めてきたわけですが、この新型インフルエンザの急速な拡大によりまして罹患者の増加によりまして、接種者の数が伸びなかったと。早くインフルエンザに罹ってしまったということでございます。更に国の接種回数の変更や何かがございます、920万円という大きな不用減額を生じたということでございます。以上でございます。

○船木（7番）

今の説明ではですね接種者の数が伸びなかったということでありまして、じゃあ900万はですねあと何割くらいが受けなかった、でこれだけの数字になったかといところですが、いかがです。

○保健福祉課長

当初ですね、予算設定をした段階では2,136人という人数設定を推計をいたしまして972万2,000円の予算を盛ったわけでございます。しかし実績でございますけれども、107人ということで51万1,000円の支出というようことになりました。この新型インフルエンザにつきましては、当初の県の指示によってですね予算付けをできるだけ多くの優先接種者の把握をしろということで、このような予算を盛ったわけですが非常に大きな差額となってしまいました。一応県の指示でやったことではございますが、ほかの他市町村も非常に大きな差額になってきているとい

うことをお聞きしております。以上でございます。

○議長

ほかにございますか。

○岩田（8番）

9ページの総括の部の歳入の20番でございますけれど、繰入金が3億9,200万それから補正は1億362万ほどの減額になってますけど、なぜこの億単位の減額が出るのかちょっと説明していただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

28ページをご覧をいただきたいと思います。財政調整基金、ふるさと基金、庁舎建設基金、ほたる保護育成基金等それぞれからの基金からの取り崩しを当初見込んでいたわけでございますけれども、さきほど町長申し上げましたように補助金等々の伸びによりましてこちらからの繰入金をしなくて済んだということでございます。

○議長

よろしいですか。

○岩田（8番）

はい。

○議長

ほかにございますか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号専決処分の承認を求めることについて、専決第1号平成21年度辰野町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第5、議案第2号専決処分の承認を求めることについて、専決第2号平成21年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第2号、専決第2号平成21年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第4号）につきまして提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ408万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,302万7,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入は事業収入の内、水道使用料を60万円の増額。雑収入を30万円増額しました。この30万円につきましては小野山口の飲み川の砂防工事の設計変更によります県からの補償金の増額分でございます。7ページをご覧ください。基金繰入金は527万3,000円を減額いたしました。8ページをご覧ください。前年度繰越金を29万円増額いたしました。続いて9ページをお願いします。歳出の主なものにつきましては総務費の内、工事請負費を330万円、原材料費を80万円減額し基金積立金として81万7,000円としました。以上、提案理由を説明申し上げます。原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号専決処分の承認を求めることについて、専決第2号平成21年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。日程第6議案第3号専決処分の承認を求めることについて。専決第3号平成21年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第3号、専決第3号平成21年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由を説明申し上げます。1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ320万円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ1億2,108万7,000円とするものでございます。明細書6ページをお願いします。歳入では繰入金で基金繰入金を320万円減額いたしました。7ページをご覧ください。歳出では特定環境保全公共下水道費の内、委託料を20万円減額しました。水処理センター管理費の内、需要費60万円、委託料70万円、工事請負費60万円、原材料費20万円、負担金、補助及び交付金90万円をそれぞれ減額しました。いずれも不用減額でございます。以上提案理由を説明申し上げます。原案承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号専決処分の承認を求めることについて、専決第3号平成21年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに
異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。日程第7、議案第4号専決処分の承認を求めることについて、専決第4号平成21年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第4号、専決第4号平成21年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第4号)につきまして提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ6万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,704万9,000円とするものでございます。詳細について申し上げます。6ページをお願いします。歳入では使用料で沢底地区水処理施設使用料を6万1,000円減額いたしました。7ページをお願いします。諸収入では雑入を5,000円減額いたしました。8ページをご覧ください。歳出では農業集落排水総務費で需用費を5,000円減額し、水処理施設管理費で沢底地区水処理施設管

理の需用費を6万1,000円減額いたしました。以上、提案理由を説明申し上げます。原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号専決処分の承認を求めることについて、専決第4号平成21年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。日程第8、議案第5号専決処分の承認を求めることについて、専決第5号平成21年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第5号、専決第5号平成21年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,256万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億2,644万4,000円とするものでございます。主な内容につきましては歳入7ページをご覧ください。国庫負担金、療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金は、交付決定により266万円を減額いたしました。国庫補助金の財政調整交付金は交付決定により6,217万7,000円の増額となりました。この内特別調整交付金につきましては5,449万4,000円の増額でございます。また出産育児一時金につきましては今年度から国庫補助金が創設されたもので、10月以降の出産が該当で支払われた一時金に対して1件2万円が17件が対象となり、34万円を増額いたしました。続きまして8ページをご覧ください。療養給付費等交付金につきましては、退職者医療交付金の変更により916万円を増額いたしました。次に9ページをお願いいたします。県支出金についてですが高額医療費共同事業負担金、特定健康審査等負担金、

財政調整交付金、いずれも交付決定による補正でございます。続きまして10ページをお願いいたします。共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金ともに交付決定により170万円を減額いたしました。11ページをお願いいたします。繰入金につきましては基金の取り崩しではありますが、予定しておりました5,287万8,000円が、財政調整交付金等の特別交付金の増額により3,000万円の取り崩しとなったため2,287万8,000円を減額いたしました。12ページをご覧ください。諸収入につきましては一般被保険者に係る第三者納付金、及び高齢者医療制度円滑運営事業補助金等が増額となり、退職者被保険者に係る第三者納付金等は減額いたしました。次に歳出であります。13ページをご覧ください。保険給付費につきましては、一般被保険者に係る療養給付費等の減によりまして、療養給付費200万円、療養費100万円をそれぞれ減額いたしました。14ページをご覧ください。出産育児一時金につきましては対象人数の減少によりまして50万円を減額いたしました。15ページをお願いします。後期高齢者支援金につきましては、支払基金からの療養給付費の増額によります財源組替であります。16ページをお願いします。介護納付金につきましても財政調整交付金の介護納付金分の減額によります財源組替であります。17ページをご覧ください。共同事業拠出金の高額医療費拠出金50万円及び、保険財政共同安定化事業拠出金300万円いずれも不用となり減額いたしました。18ページをお願いします。特定健康診査事業につきましても、県の補助金の確定により財源組替でございます。19ページをご覧ください。直営診療施設繰出金につきましては、国の特別調整交付金の確定による辰野総合病院及び両小野国保診療所への繰出金でございます。辰野病院へは直診施設整備費として1,056万3,000円、特別事情分として2,100万円を、両小野国保診療所へは、特別事情分として1,800万円をそれぞれ繰り出しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案ご承認いただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（9番）

7ページと19ページの関連で質問をしたいと思っておりますけれども、特別調整交付金で直営診療所勘定金ということで4,956万3,000円の内、辰野病院が3,156万3,000円ということなんですけれども、これあとでまた出てきますが辰野病院の補正でい

きますと、収益的収入の方で1,056万3,000円、それから医療機器の整備で資本的の方で2,100万円という内容になっているんですが、実質運営の穴埋めと言いますかね赤字補填という形で、この特別調整交付金というものが使途として認められているという前提だと思いますけれども、この病院運営のいわゆる赤字の補填ですね、こういったものに制度上特別調整交付金というものは充当されるような制度になっているのでしょうか。

○住民税務課長

お答えします。今回の辰野病院の1,056万3,000円とそれから2,100万円でございますが、特にその2,100万円につきましては特別調整交付金の中の特別特別調整交付金ということで交付をいただきました。特別特別調整交付金につきましては赤字補填には対応しないということで医療機器整備の方に充当するという扱いとされております。以上です。

○根橋（9番）

そうしますと、いわゆる病院の赤字経営の補填というものは一般的にはその特別特別でない通常の特別交付金であればそれは該当するというのでしょうか。

○住民税務課長

はい、そういうものがあれば該当するかと思いますけれども、本来国保の特別調整交付金というもののの中に病院へ直接充当されるようなものっていうようなものはございませんので、病院の方で申請をしました、ここでいう今回1,056万3,000円というものですけれどもそれは特別調整交付金で第3条のもので、今回辰野病院ではオーダリングの導入費ということで申請したものですので、それは可能ですけれども赤字補填というものではございません。

○根橋（9番）

分かりました。

○議 長

ほかにございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第5号専決処分の承認を求めることについて、専決第5号平成21年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。日程第9、議案第6号専決処分の承認を求めることについて、専決第6号平成21年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第6号、専決第6号平成21年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ324万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億775万9,000円とするものでございます。主な内容につきましては6ページをご覧ください。当初予算の保険料金額は後期高齢者広域連合からの示達の金額で予算立てをしてございます。そのため実質徴収保険料が増額となったことにより324万4,000円を増額いたしました。次に7ページをご覧ください。歳入保険料の増額に伴い、広域連合への保険料負担金を324万4,000円増額いたしました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第6号専決処分の承認を求めることについて、専決第6号平成21年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり承認することに決しまし

た。日程第10、議案第7号専決処分の承認を求めることについて、専決第7号平成21年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第7号、専決第7号平成21年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第4号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページ、2ページをご覧ください。第2条におきましては業務量の予定量の変更であります。第3条収益的収支の補正であります。収入におきましては2,913万7,000円の減額補正、補正後は17億2,729万2,000円であります。支出におきましては8,330万円の減額補正、18億8,574万9,000円の合計であります。第4条におきましては資本的収支の補正であります。補正額、資本的収入の補正におきましては2,100万円、補正後の金額は9,338万1,000円あります。資本的支出におきましては1,023万8,000円の補正、1億4,811万8,000円あります。不足する額は5,473万円に改めるものであります。第5条におきましては職員給与費の補正であります。議会の議決をを経なければ流用することができない経費の補正であります。続きまして主な内容についてご説明申し上げます。7ページ以下ご説明申し上げます。よろしく願いいたします。決算を迎えての過不足の専決補正であります。よろしく願い申し上げます。入院収益、外来収益それぞれ患者数の減に伴う補正であります。入院3,200万、外来1,100万円の補正であります。公衆衛生活動収益につきましてはインフルエンザワクチンの増の収益によるものであります。他会計繰入金1,056万3,000円、さきほどの質問の中にもありましたけれどもオーダーリングの費用に伴う国保調整交付金の補助金であります。8ページであります。給与費、手当、法定福利費、それぞれ不要額減額補正であります。材料費であります。材料費につきましては1,520万、内訳投薬100万、注射1,670万の増額補正であります。これは抗ガン剤、新規に採用しました抗ガン剤等の増、伸びによるものであります。9ページをご覧くださいと思います。診療材料費、給食材料費、医療消耗備品費、減額補正であります。経費につきましてもそれぞれ光熱水費、燃料費、印刷製本費、修繕費、賃借料減額補正不用減額であります。10ページであります。同じく委託料減額補正であります。減価償却費につきましても同様の不用減額の補正であります。棚卸資産減耗費につきましても同様でございます。研修費につきましても不用減額の補正でありま

す。11ページをご覧いただきたいと思います。医業外費用、同様の支払い利息、消費税、消費税雑支出等々、不用減額の補正であります。続きまして12ページであります。資本的収入及び支出、収入の部分の説明であります。他会計繰入金 2,100 万円であります。さきほども説明ありましたが、国保会計からの特別財政事情分の繰入金であります。13ページであります。資本的支出の補正であります。1,023 万 8,000 円の増額補正であります。さきほどの国保からの収入に伴う備品等の購入追加分であります。3品の追加とそれと執行不用となりました3品の減額補正であります。以上、ご説明申し上げました。原案承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○船木（7番）

8ページですね、薬品費、注射用薬品費が1,670万というふうが増えておりますけれども、さきほどの説明では抗ガン剤で伸びたということですが外来、入院とも収入減の中でこれが伸びているというのは、抗ガン剤の注射が非常に高いというふうに理解して良いのかどうか、合わせてこれが何名の実績なのかを伺います。それと13ページ、△の3機種についてですね不用ということですが、個々にその理由を説明いただければと思います。以上です。

○辰野病院事務長

それではご説明申し上げます。8ページであります。注射医療薬品であります。21年度新規に採用しました抗ガン剤の使用が概ね1,100万円前後の増額でありました。それと新型ワクチン等のいわゆるワクチン類の接種が300万程度、それと透析患者の増による注射増があったということで合わせて1,600万の増になりました。それと13ページであります。3品の減額であります。超音波プローブにつきましては外科と内科、信大の先生であります。診察の時に予約が重複する部分があったんですが、信大の先生の診療日が変わったということで重複がなくなったということでしばらく様子を見るということで減額させていただきました。電動診察台セットにつきましては20万の予定価格切ってしまったため、医療用備品費の方で支出をさせていただきました。それからキュルシュナーセットであります。これは整形外科の医者が手術室はないんですが、病棟で光線等を入れる簡易な手術用具でありま

すが、整形外科の常勤医がいなくなってしまったということでこれも見合わせることにいたしました。以上ですがよろしく願いいたします。

○議 長

ほかにございますか。

○宇治（12番）

8 ページの給与ですけれど 2,500 万のこの内容です、実際に職員の頭数が減っているのかいないのか、減っているとすれば何人減ったのかをお聞きしたいと思います。

○辰野病院事務長

看護師であります、年度途中で 3 名辞められたということで減額補正になりました。

○議 長

ほかにございますか。

○根橋（9 番）

7 ページと 13 ページですけれども、さきほどちょっと説明と関連ですが今回補正で 1,056 万 3,000 円はオーダリング費用ということで国保から行っているわけですが、支出の所ではそれはどこに該当するのかご説明いただきたいと思います。それから資本的収支の関係では 2,100 万の繰入なんですけれども実際に備品として買うのは 1,023 万 8,000 円ということで収入より支出が少ないわけなんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。

○辰野病院事務長

お答え申し上げます。7 ページの方の繰入金のものでありますが、当初予算の方に委託料を盛ってあります。そちらの方の費用で支出をしてございます。それから 13 ページの方であります、なるべく病院の負担を軽減したいということで追加分としてそこも 3 品を追加した部分であります、残り部分につきましては当初予算の分をその分に繰り替えたということであります。よろしく願いいたします。

○議 長

ほかにございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第7号専決処分の承認を求めることについて、専決第7号平成21年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。日程第11、議案第8号専決処分の承認を求めることについて、専決第8号平成21年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第8号、専決第8号平成21年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第3号）を提案するにあたりまして提案理由を説明申し上げます。まず1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ50万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を6,614万2,000円とするものでございます。内訳につきましては6ページをご覧ください。歳入では有線電話使用料の現年過年分を37万円、有線放送手数料を13万5,000円。7ページをご覧ください。工事収入金を1,000円。8ページの繰越金を1,000円。それぞれ減額をいたしました。有線電話使用料の現年の減額につきましては加入者の減によるものでございます。9ページをご覧ください。歳出では一般管理費の不用額61万円減額、積立金を178万8,000円増額し基金への積立を行います。維持管理費不用額で168万5,000円を減額補正するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえご承認いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第8号専決処分の承認を求めることについて、専決第8号平成21年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第3号）を採

決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第9号専決処分の承認を求めることについて、専決第9号平成21年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第9号、専決第9号平成21年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,963万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億6,090万1,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧くださいと思います。歳入でございますが介護保険料の第1号被保険者の保険料が10万9,000円の増額でございます。7ページをご覧くださいと思います。使用料及び督促手数料が5,000円の増額でございます。8ページをご覧ください。国庫支出金につきまして介護給付費負担金が1,000円の減額、国庫補助金の調整交付金が22万5,000円の減額でございます。9ページをご覧ください。支払基金交付金でございますが、これは社会保険診療報酬支払基金からくるものでございます。介護給付費交付金が2,000円の減額でございます。10ページをご覧ください。県支出金でございますが介護給付費負担金が591万3,000円の増額、地域支援事業交付金が27万3,000円の減額でございます。11ページをご覧ください。繰入金でございますがこちらは一般会計からの繰入金でございます。介護給付費繰入金が181万円、その他一般会計繰入金が111万8,000円、目03の地域支援事業繰入金が9万7,000円、地域支援事業繰入金が34万3,000円のそれぞれ減額補正でございます。次に基金繰入金でございますが当初3,694万7,000円を予算計上してございましたが、2,201万4,000円を減額し1,493万3,000円の繰入といたしました。なお基金の平成21年度末の残高は1億3,044万5,000円でございます。12ページの諸収入でございますが介護報酬が21万1,000円の増額、雑入が7,000円の増額でございます。13ページの財産収入でございますが、利子及び配当金が4,000円の増額でございます。次に14

ページからの歳出でございますがこちらは主といたしまして不用減額の方でございます。総務管理費で18万6,000円、徴収費で15万2,000円、15ページの介護認定審査費で66万円の減額でございます。16ページの保険給付費でございますが、サービス給付費等諸費で1,537万6,000円の減額、審査支払手数料で6万9,000円の減額、高額介護サービス費で269万4,000円の減額でございます。17ページをご覧くださいと思います。地域支援事業費でございますが介護予防費で14万8,000円の減額、包括的支援事業・任意事業費で35万4,000円の減額でございます。18ページの基金積立金は基金利子分の5,000円の増額でございます。以上、提案理由を申し上げますので、ご審議のうえ原案ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第9号専決処分の承認を求めることについて、専決第9号平成21年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。日程第13、議案第10号専決処分の承認を求めることについて、専決第10号辰野町税条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第11号専決処分の承認を求めることについて、専決第11号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第12号専決処分の承認を求めることについて、専決第12号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第10号、専決第10号辰野町税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。平成22年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律及び

関係政令が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、辰野町税条例の一部を改正しましたので議会の承認を求めるものであります。今回の主な改正であります、1つには、子ども手当支給により年少扶養が廃止になることから、現行の扶養情報を収集するため申告書の提出をすることについて。2つには、65歳未満の公的年金等に係る住民税を給与特別徴収することができることについて。3つには、たばこ税の引き上げについて。4つには、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置についてであります。新旧対照表でご説明いたします。1、2ページであります。第19条、地方税法改正に伴う引用条項の変更であります。地方税法第321条の8第5項の削除による項のズレでございます。3ページであります。31条、同じく地方税法改正に伴う引用条項の変更と用語の整理でございます。こちらは法人税均等割の算定期間を整備したことによるものであります。3、4ページにかけてでございます。36条の3の2、子ども手当支給により給与の支払いを受ける者等で、所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出する者について、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとなった条文の追加であります。4ページ36条の3の3、前条同様でございます。公的年金所得者における、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとなった条文の追加であります。6ページであります。第44条第2項、公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、年金所得に係る所得割額を給与所得額に係る所得割、均等割に合算して給与からの特別徴収ができることとした改正であります。6ページから7ページにかけてでございます。第44条4、64歳までの者と65歳以上の者に係る年金所得分の特別徴収に関して徴収方法が異なることとなったため、65歳以上の者に係る徴収方法についての条文の追加であります。45条、44条4の挿入に伴う条番号の変更であります。7ページであります。第48条地方税法及び法人税法の改正に伴う引用条項の変更と用語の整理であります。こちらでも地方税法第321条の8第5項の削除による項のズレでございます。9ページをお願いいたします。第48条第6項、法人税法の一部改正に伴う引用条項の変更と用語の整理であります。10ページであります。第50条、地方税法改正に伴う引用条項の変更と用語の整理であります。11ページから12ページにかけてでございます。第54条、地方自治法の一部が改正されたことによる引用条項の変更であります。第95条、町たばこ税の税率を平成22年10月1日以降に売り渡しが行われる製造たばこ

に限り 1,000 本について 1,320 円の引き上げ、現行 3,298 円を 4,618 円とする改正であります。13ページであります。附則第15条第 1 項の削除に伴う繰上でございます。附則第16条の 2、旧 3 級品の紙巻きたばこについて 625 円引き上げ、現行 1,564 円を 2,190 円に改正するものであります。附則第19条の 3、平成25年度から非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得の金額と、それ以外の株式等に係る譲渡所得の金額を区別して計算するなど所要の措置を講ずることとした改正であります。15ページから17ページであります。附則第19条の 9 及び10でございますが、租税条約の実施に伴い所得税法、法人税法、地方税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正による用語の変更であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうへ原案ご承認いただきますようお願いいたします。

続きまして議案第11号、専決第11号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令が平成22年 3 月31日に公布されたことに伴い、辰野町都市計画税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるものであります。今回の改正事項は附則第12項の改正であります。地方税法附則第15条 1 項の「外国貿易コンテナ」課税標準の特例措置の廃止による項の整理及び特例措置の新設による項の追加でございます。新旧対照表でご説明いたします。1 ページであります。附則第12項地方税法附則第15条第 1 項「外国貿易用コンテナに係る固定資産課税標準の特例の廃止」ほか併せて14の項の特例廃止により項が繰り上がりました。また第46項に新たにコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税について課税標準を、最初の10年間価格の 2 分の 1 とする措置を講ずる条文が追加となりました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうへ原案承認いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第12号、専決第12号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令が平成22年 3 月31日に公布されたことに伴い、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正しましたので議会の承認を求めるものであります。今回の主な改正事項は、国民健康保険税の基礎課税限度額及び減額に係る限度額をそれぞれ引き上げることと、非自発的失業者に係る保険税の軽減措置を講じたこととであります。新旧対照表でご説明いたします。1 ページであります。第 2 条第 2 項、基礎課税限度額を

47万円を50万円といたしました。同じく3項、後期高齢者支援金課税限度額を12万円を13万円といたしました。第23条、軽減世帯についてです。課税限度額の引き上げに伴い、基礎課税減額及び後期高齢者支援金額からの減額も同額としたものであります。23条1項2項3項は、それぞれ地方税法703条の5第1項が削除されたことによる引用条項の変更と、314条の2第2項に規定する金額を33万円に改めたものであります。2ページであります。第23条の2、特例対象被保険者に係る保険税の特例条文の創設であります。非自発的失業者いわゆる、自己都合退職でない退職者に対する課税の特例として、前年度の給与所得についてのみ100分の30の所得とみなして課税するものであります。3ページであります。25条の2、前23条の特例対象被保険者に係る申告の際、離職理由が特例対象者の事実確認ができるものを提出することなどに係る条文の創設であります。附則の2、地方税法改正による引用条項の変更であります。4ページであります。附則7項、13項、続いて5ページ15項と全て、地方税法の改正等に伴う引用条項の変更と用語の整理でございます。5から6ページ、施行期日、適用区分についての附則でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。はじめに議案第10号専決処分の承認を求めることについて、専決第10号辰野町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。次に議案第11号専決処分の承認を求めることについて、専決第11号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。次に議案第12号専決処分の承認を求めることについて、専決第12号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。只今より暫時休憩とします。なお、再開時間は11時40分といたします。

休憩開始 11:29

再開時間 11:40

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第16、議案第13号専決処分の承認を求めることについて、専決第13号平成22年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第13号、専決第13号平成22年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171万8,000円とするものであります。主な内容につきましては6ページをご覧ください。雑入であります。精算による平成21年度の不足分でありまして、国庫負担金1万4,000円の増額でございます。次に7ページをご覧ください。平成21年度の繰上充用金1万4,000円の増額でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号専決処分の承認を求めることについて、専決第13号平成22年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。日程第17、議案第14号辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第14号辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律、このほか育児休業、介護休業に関する法律の一部改正が本年6月30日から施行されることに伴いまして関係する町条例の一部を改正したいものでございます。この改正は育児を行う職員の時間外勤務を制限することや、職員の配偶者の就業の有無に関わらず育児休業の取得ができるようにするものでございます。1条と2条からなっておりまして、一つには辰野町職員の勤務時間及び休暇に関する条例、もう一つには次のページにございますが次のページの下段以下が辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。最初に第1条、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。この中のこの条例の第5条の2は育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務について定めております。その職員に関しまして行うことのできない職員が定められておりますけれども、職員の配偶者等にその子の養育できる状態にある場合が除かれていたわけでございますけれども、職員の配偶者の就業等の状況に関わりなく職員は育児または介護のための早出、遅出勤務を請求することができることに改正するため、その部分を削ったものでございます。次の段落の5条の3項でございますが、育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限について規定している項でございます。第5条の4で育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限と併せ、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限として規定するものでございまして、この中で新たに設けられる内容は職員が3歳に満たない子を養育するためにこれを請求した場合に、職員の業務を処理するための処置を講ずることが著しく困難である場合を除いては、

時間外勤務をさせてはならないことを新設するものでございます。次のページの3項及び4項につきましてはこれは、第5条の4で今まで規定されておりました内容を整理をするものでございます。これに基づきまして5条の4は削られることになるわけでございます。次にもう一つの条例であります、第2条の関係でございますけれども辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。この育児休業に関する条例の第2条は、育児休業することができない職員について定めております。その中で配偶者が育児休業をしている場合、育児休業をすることができないものと今まではなっておりましたが、この今回の育児休業法の改正に伴いまして職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況に関わりなく職員は育児休業することができることとするため、この改正がございます。それから3ページ目の2条の2でございますが出生の日から人事院規則で定める期間内に最初の育児休業をした職員においては、特別な事情がない場合であっても再び育児休業をすることができるように、育児休業法が改正されたことに伴いましてその期間を人事院規則で定められた期間を57日間と規定する、新設でございます。これによりまして改正前は特別な事情がない限り再度の取得ということができないものとされておりましたけれども、この改正によりまして配偶者の出産後の57日以内にされた最初の育児休業については、特別な事情がなくても再度取得が可能となるものでございます。それから第3条でございますが、これについては見出しの変更をさせていただいて、それから再度育児休業することができる特別の事情の中で、育児休業等をしている職員が負傷等により育児休業の承認を取り消されたあと、その子を養育することができる状態に回復した場合について新設し、またもう一つでは4号において夫婦が交互に育児休業をしたかどうかに関わりなく最初の育児休業の終了後三月を経過すると再度の育児休業の取得を請求することができるというふうに改正するものでございます。それから中段の5条につきましては育児休業の承認の取り消し事由を定めておりますけれども、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも育児休業の取り消し事由にはあたらないとする改正でございます。下段の第7条でございますが、部分休業をすることができない職員を定めている項目でございますが、これにつきましては非常勤職員、それからこれについては育児休業法に直接規定をされましたことによって削除をいたします。それから職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況に関わりなく、職員は

部分休業をすることができるようになったために、第7条は削除となるわけでございます。そして8条は見出しを変更するものでありまして、9条10条についてはそれぞれ見出しが今までなかったわけでありましたがそれを付するものでございます。この条例は平成22年の6月30日から施行するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第14号辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。日程第18、議案第15号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第15号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。今まで辰野町が行っていました下水道排水設備工事の責任技術者の登録及び更新事務につきまして、財団法人長野県下水道公社が実施することに伴いまして条例の一部を改正するものでございます。第2条の改正につきましては排水設備工事責任技術者の定義に関するものでございまして、公社に登録した者を責任技術者とするものであります。11条につきましては指定店及び責任技術者の責務に関する条項でありまして、責任技術者に公社発行の責任技術者証の常時携帯を義務付けるものでございます。12条から16条につきましては今まで辰野町で規定していました責任技術者に関する条項を削除するものでございます。裏面にいきまして48条の関係でございますが、手数料に関する条例でございまして責任技術者登録手数料を削除するものでございます。52条は罰則規定に関する条例であります。責任技術者の登録に関する部分の罰則規定を削除するものでございます。附則第2

号につきましては辰野町手数料条例の別表第13に規定する、下水道条例に関する手数料の改正でございまして現行の責任技術者の登録、更新手数料 5,000 円、指定工事店の登録、更新手数料 1 万円を指定工事店の指定及び更新手数料として 1 万 3,000 円とするものでございます。この条例につきましては平成22年12月 1 日から施行するものの予定でございます。以上、提案理由を説明申し上げます。ご審議のうえ原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号は会議規則第37条の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第19、議案第16号平成22年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成22年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算はパークホテル指定管理委託料、小規模特別養護老人ホーム整備事業補助金、農地有効支援事業及び作業道整備事業などの補正予算であります。この補正総額は1億5,690万3,000円の追加であり予算総額は78億5,690万3,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては、分担金、県補助金、諸収入及び町債の増額、財政調整基金繰入金の減額補正であります。歳出につきましては、総務費では土地利用計画の策定経費及びパークホテル指定管理委託料の補正であります。民生費では、地域子育て創生事業委託料、宅老所、小規模特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム整備事業補助金などの補正であります。衛生費では、地域医療再生事業負担金及び送迎車の購入経費であります。農林水産業費では、農地有効支援整備事業及び作業道整備事

業等であります。商工費では、屋外イルミネーション設備一式を購入する経費であります。消防費では、建築確認申請手数料の補正と財源組替であります。教育費では、不登校児童生徒対策及び人事異動に伴う賃金などの調整であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますのでご審議のうえ、可決くださいますようお願いを申し上げます。以上です。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第20、議案第17号平成22年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第17号平成22年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億6,676万2,000円とするものでございます。明細をご説明いたします。6ページをご覧ください。歳入は基金繰入金を212万円増額しました。7ページをご覧ください。公共下水道総務事務費の内、共済費を26万円、賃金を185万7,000円増額しました。これは臨時職員の保険料及び賃金でございます。以上、提案理由を説明申し上げます。原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第17号平成22年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。日程第21、議案第18号国土利用計画（第2次辰野町計画）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第18号国土利用計画（第2次辰野町計画）につきまして提案理由を説明申し上げます。町土の利用に関する総合的かつ長期的な利用計画を定めるため、国土利用計画法第8条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。計画の概要を申し上げます。この国土利用計画（第2次辰野町計画）につきましては国土利用計画法第8条第1項の規定によるもので、第1次辰野町計画は平成7年3月に可決をいただき決定をしたものでございます。今回の辰野町計画は国土利用計画全国計画が平成20年7月に変更され、同じく県計画が平成21年3月に変更されましたので、これを受けまして第2次の辰野町計画を策定したものでございます。市町村計画は県計画を基本とし、町基本構想に則し作成することになっておるものでございます。この計画につきましても原則的には平成7年策定の計画を変更するものでございます。この計画案につきましては平成22年3月辰野町基本構想土地利用計画審議会から答申を受け、また県との協議も整っているところでございます。主な変更点を申し上げます。目次をご覧ください。第2章を町土利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要としました。第3章は全計画では7項目でありましたが9項目とし、項目の言葉の整理を行い1.公共の福祉の優先、8.協働による町土管理の推進を加えました。次ページの前文では当計画策定の法的根拠を記述をしてあります。1ページをご覧ください。前計画では1.町土利用の基本方針は3項目でありましたが5項目とし、(2)本町の特性、(3)現状、(4)課題と項目を分けました。(1)基本理念は町の総合計画での基本構想としての将来像「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑とほたるの町 たつの」将来ビジョンを「一大居住拠点都市構想」とし、構想実現の基本的考え方として「かけがえのない自然と共生し、町民と事業者と行政の協働による『まちと活力と暮らし』づくり」としました。(2)は変更はございません。(3)につきまして現状については遊休荒廃地の増加と少子高齢化の問題、協働のまちづくりへの意識の高まりを取り上げました。3ページをご覧ください。(4)課題は人口減少、少子高齢化の影響による未利用地増加の問題、自然環境の保護保全の取組みを盛り込みました。4ページをご覧ください。(5)では町土利用の基本方針で大きな変更はありませんが、自然環境に配慮することを強調いたしました。6ページをご覧ください。2.の利用区分別の町土利用の基本方向は(1)農用地では耕作放棄地への対応を追求いたしました。(2)森林・原野では原

野の保全と有効利用を追求をいたしました。7ページをご覧ください。(4) 道路では整備を積極的に進めるとともに都市計画道路の見直しを追求をしました。前計画では宅地として一括でしたが3項目に分けまして(5) 住宅地は人口減少を取り上げ用途地域内の農地を宅地にするなど、区域分けを進めること。無秩序な宅地化を抑制すること。防災に配慮することを記述いたしました。8ページをご覧ください。

(6) 工業用地は広域で連携するなど企業誘致を積極的に進めることとしました。

(7) その他の宅地では駅前区画整備事業については記述を外しまして空き店舗や空き地の有効利用を図ることとしました。(8) その他は低未利用地の活用、耕作放棄地の積極的活用と活用困難な耕作放棄地は森林に戻すなどの有効活用を図ることとしました。10ページをご覧ください。3.の地域類型別の町土地利用の基本方向ですが、前計画の見直しを行い3項目としました。(1)の市街地は災害に強いまちづくりと空き家、空き地、空き店舗対策、有効活用を図り活力ある中心市街地を目指す記述としました。(2) 田園集落山間地域は田園景観維持を柱に遊休荒廃地の有効活用を図ることとしました。11ページをご覧ください。(3)の自然環境保全地域は前計画を継承し環境保全に努めることとしました。12ページをご覧ください。第2の町土地利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要は(1) 目標年次は平成32年度、基準年次は平成19年度、中間年次は平成27年度とし(2)の目標人口は2万1,000人。目標世帯数は7,900世帯としました。この目標数値につきましてはコーホート要因法を用いまして推計をいたしました。13ページをご覧ください。利用区分ごとの規模の目標を記してございます。15ページをご覧ください。(2) 地域別土地利用では各地区とも現状に即した内容に変更し、共通して環境の保全、維持をメインにしております。20ページをご覧ください。第3の目標を達成するために必要な措置の概要は1、2は前計画に記述はありませんでしたが、公共福祉の優先、国土利用計画の適切な運用を記述しました。3 地域整備施策の推進では前計画が8ゾーン設定でありましたが、4つのエリアに絞りました。(1) にぎわい交流エリアとしまして辰野宮木、平出の一部を区域とし商業、興業、行政、住宅機能の集中地区と位置付け町の中心地域として活力あるまちづくりを目指す記述としました。21ページをご覧ください。(2)の歴史・文化エリアは前計画の歴史ふれあいゾーンを継承をしてございます。(3) 観光レクリエーションエリアはほたる童謡公園等を位置付け、自然を保ちながら整備充実をしていくことを記述しています。(4) 新市街地エリアは

新たな市街地として南部地区を位置付け、住宅地、農用地、工業地の棲み分けのできた整備を推進するといたしました。4. 町土の保全と安全性の確保では安全確保に特化した記述をし、防災のために自然環境の保全整備が重要としました。22ページをご覧ください。5. の環境の保全と美しい町土の形成は前計画では記述がありませんでしたが、今計画で章としまして自然環境、地球温暖化等に触れ低酸素社会の構築や自然環境の保全を推進することとしました。23ページをご覧ください。6. の土地利用転換の適正化は前計画を踏襲をいたしました。7. の町土の有効利用の促進では大きな変更はありませんが、25ページをご覧ください。新たに(8)で低未利用地等を項目として挙げ、耕作放棄地対策や農地の森林転換等を記述をいたしました。8. の協働による町土管理の推進は新たに協働によるまちづくりの推進について記述をいたしました。次ページ以降は参考資料として添付をいたします。全体的に前計画では開発をメインでありましたが今計画では自然環境の保全等の方向への変換を図っております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○山岸(13番)

2ページの(3)の現状なんですけども、現在平成22年度の段階でここでは人口が平成2年から17年までのデータ、高齢化率も平成17年までというような形になって現状とは言わない、辰野町の過去を書いているような形がするんですけれども、こらへんはいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

これにつきましては一応19年が基準年度という形でございますが、これを作る過程でございます、平成17年までの減少を謳っているというものでございます。

○山岸(13番)

現在から見れば5年前の数字っていうことになるんで、こらへんは19年が基準年度っていうのは分かるんですけども、もうちょっと近づいた数字にすることはできないんですか。

○まちづくり政策課長

平成17年の人口っていうのは、国勢調査が17年に行われておりますのでそれが一

応公式な数字っていうことになりますので、それが17年ということでございます。

○議長

ほかにごございますか。

○根橋（9番）

21ページですけれども(4)新市街地エリア、今回これが新たな位置付けで土地利用が考えられたっていうふうに理解をしているんですけれども、質問は1つは最後のところにあるこの地域がですねこれからの宅地化、それから工業化あるいは農業いずれも重要な活動がされている地域ということで、今後は利用目的を明確にして地域の区分をはっきりさせて計画的に整備することが重要だという表現になっているんですけれども、この新市街地エリアの中で地域の区分をはっきりさせるという手法と言いますかね、どういう考え方でこれを進めていくつもりなのか、1点と。それからこれは経過ですけれども、こういった形で今回新たに新市街地エリアをやっていくについてですね当該地域との様々な議論をされたと思うんですが、それほどのような話し合いをされてきたのかその取組み計画について伺いたいと思います。

○まちづくり政策課長

国土利用計画につきましては、長期な大まかな計画を立てることでございますので、今南部の方につきましては工業団地等が形成されながら農地の中に住宅が建っているような現状もございますので、そのへんのところを農業、工業、住宅用地というような形の中で地域の区別をはっきりさせ計画的に整備していった方が、これの方が重要だということを計画の中に盛り込んであるということでございますので、具体的な手法についてはこの国土利用計画ではやってございませんので、こういう方向でいきたいということでございます。

○根橋（9番）

2番目の質問の方をお答えいただきたいです。

○まちづくり政策課長

これは審議委員会を作りまして3回ほど審議をいただきました中で、答申を今年3月に受けたものでございます。

○根橋（9番）

そうしますと審議会を作ってやったっていうことは承知しているわけですが、特にその該当地域で特別この新市街地エリアについてのですね地元の皆さんとの特別

な議論はされてないということでしょうか。

○まちづくり政策課長

各地区の議論はしてございません。あと住民意見ということでパブリックコメントを町ホームページによりまして2月の24日から3月の24日まで行いましたが、意見はございませんでした。

○根橋（9番）

議長。

○議長

質問回数を超えていますので。

○根橋（9番）

意見です。

○議長

意見、要望はございません。ほかにもございませんか。

○宮下（11番）

21ページの(3)の観光レクリエーションエリアですけども、これの中に荒神山スポーツ公園が入ってないんだけどこれは荒神山公園は対象にはならないということですか。最も適する観光レクリエーションエリアに入ると思うんですけども、どういう考えかお聞きしたい。

○まちづくり政策課長

一番最後の地図をご覧をいただきたいと思います。ちょっとこれカラーコピーでありまして印刷ではないので色が落ちてますが、町の真ん中にある円ですね、これは水色でして下の色と重なってましてちょっと色がおかしいんですけども、一応入れていくつもりでございます。

○議長

よろしいです？

○宮下（11番）

この(3)の中にそういう文言が入っていないんだけど、入れるべきだと思うんだけど、この荒神山スポーツ公園。観光地としてということになってますので、ため池等もここで指定されたというようなことで入れるべきだと思うんですが。今のこの最後の図面というのはどういう解釈をすればよいのかちょっと説明してください。

○まちづくり政策課長

荒神山スポーツ公園に関しましては、観光という捉え方もありますし運動公園という捉え方もあるかと思えます。それであえて観光ということではなくて賑わい交流エリアの方等に一部入れていきたいというようなことで、あくまでスポーツ公園ということでございますので、荒神山、観光も両方兼ねてはおりますけれども考えとしてはそういうことでございます。

○議 長

ほかにございますか。

○岩田（8番）

今の課長の方から賑わい交流エリアというね、非常に耳障りの良い言葉をいただいたんだけど、ご承知のように実態を見ればですね非常に寂しいものがあると。そこで資料の10ページ、11ページにですね平成32年の人口の目標値ですよ、この一番下に2万1,000人でね10ページにも11ページにも出てますけれども、この平成9年から19年の資料でですね1,500人、1年にすれば平均150人ぐらい減っているわけですよ、そうすると32から19引いて13年、これで統計的に見ればですね加速度的にこれがもう少し減るという形の中でね、2万1,000人というのがね、これは目標値でなくて願望値なのかちょっと分からないんですけども、どういう形でこれ決定されて審議会の方では満場一致でこういう数字を決めたんですか？これは私どももね、この年には生きていくかどうか分からないんですけども、後世にですねキチッとした目標を設定してやるのがですね正しい考え方であって、もしこれね2万1,000人っていうの、平成32年に達成していたらこれすばらしいことなんだけども、そのへんのところについてどういうふうに議論されたのか。

○まちづくり政策課長

この2万1,000人という推計につきましてはさきほど申し上げましたように、全国的な人口の推計値を出す方法でコーホート要因法っていうのがありまして、それによって過去のデータ等を基に推計をした数字でございます。今までの計画につきましてははっきり申し上げまして、2万6,000とか相当増というような形の中で目標を立ててきたわけですけども、あくまでもこれは使われている推計方法で2万1,000人ということにしたところでございます。

○議長

ほかにございますか。

○中谷（４番）

ちょっとお伺いをしたいと思いますけど、さきほど根橋議員もちょっと言っておりましたけれども、この国土利用計画書っていうのはどんな委員がどんな所でどんなふうに論議をされてこれが出されてきたか、今日ここで決めればこれは将来辰野町の大きな流れや方向が決まることでもありますので、今議員からいろいろ論議が出ているようにここで決定ということになるのか、再度お聞きして修正したりもっと直すことができるのかそのへんが分からないとここで論議して決着というわけにはちょっとまいらないような気もするが、どんなように考えるかちょっと経過を教えてください。

○まちづくり政策課長

これにつきましては昨年度、県の計画が変更になりましたのでそれを受けまして辰野町では計画を見直してきたところでございます。辰野町の基本計画の土地利用計画審議会は22年の２月から３回開かれまして、最後に答申をいただきました。それから変更する過程であくまでもこれ県計画を基本ということでございますので、県との協議等をしながら策定をしてきたところでございます。それとこの計画につきましては国土利用計画法の第８条３項の規定によりまして議会の議決を求めて決定をするものでございます。

○中谷（４番）

さきほども宮下議員の方からありましたように、辰野町の観光事業を考える時に荒神山公園を抜きにして考えられないということで、総合的に辰野荒神山公園も含めたりもっといろいろの観光ゾーンとかそういうものを含めた中で辰野町としての県の流れもありますけれども辰野町としての、こうした国土利用計画というのをもっと真剣に考えて議決をする必要があるんじゃないかと思っておりますので、意見として申し上げます。終わります。

○議長

ほかにございますか。只今のは反対意見ということですか、中谷議員。

○中谷（４番）

反対というか、ここですぐ採決してこれが辰野町の利用計画だっていうことでは

ちょっと早急じゃないかと思imasるので述べたところです。

○議長

ただここで議決は決めます。

○中谷（４番）

決めるっていうことなんだね。

○議長

はい、議案に出ていますんで。質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号国土利用計画（第2次辰野町計画）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第22、地方自治法施行令第146条第2項及び地方自治法第243条の3第2項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第1号、平成21年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第2号、平成21年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書、報告第3号、平成21年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成22年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について、報告第4号、平成21年度辰野町開発公社事業決算書及び平成22年度辰野町開発公社事業計画書の提出について以上、4件について順次報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第1号、平成21年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告をいたします。危機管理防災事業、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業の2事業は事業費の全部を、介護予防空間整備事業の5事業、西部林道整備事業、林道施設災害復旧事業は事業費の一部を平成22年度へ繰越手続を行い、繰越明許費として事業を実施いたします。各事業の適正工事期間を見込みますと年度内に完了困難のため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で2億1,423万5,300円でございます。以上、報告いたします。

○建設水道課長

報告第2号、平成21年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書でございます。配水設備改良事業費が翌年度繰越254万2,000円、これにつきましては徳本のミニバ

イパス工事が県工事が予定より先行しまして、その関係で鋼製の桁に架ける関係の工事あるいは架橋したあとの配水管の工事が分かれてしまいまして、配水管の施行工事につきまして繰越するものでございます。湯舟P C配水池更新事業費、繰越額につきましては1,449万円でございます。これにつきましては国庫補助事業の関係の全部繰越でございます。3月議会でもお願いしましたが事業の仕分けによりまして配水池の更新事業の補助金が21年度で終了することに伴いまして県の指導によりまして平成21年度に着手しまして、全部を繰り越して平成22年度に実施するものでございます。以上報告いたします。

○まちづくり政策課長

平成21年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成22年度辰野町土地開発公社事業計画書につきまして報告をいたします。平成21年度辰野町土地開発公社事業報告書でございます。1ページをご覧ください。概要を申し上げます。平成21年度の事業は経営健全化計画にしたがいまして、公有地、新町後山地区1万316㎡、桜町地区2,443㎡、赤羽地区325㎡、中山南地区597.92㎡を処分をいたしました。造成用地地区では下辰野地区251㎡を処分し残り18地区5万2,108㎡を平成22年度へ引き継いだものでございます。理事会につきましては3回の理事会におきまして全議案承認及び可決をいただきました。次に平成21年度辰野町土地開発公社事業会計決算書でございますが、1ページをご覧ください。収益的収入及び支出でございますが収入では事業収入の決算で4億261万7,374円で、支出では事業費用の決算で5億5,338万1,272円であります。21年度は特別損失としまして1億5,119万5,564円を計上をしました。これは平成17年1月及び平成21年8月の総務省からの通知によりまして時価を価格としなければならないとなりましたので、一部の土地につきまして評価損が発生したものです。これによりまして収入から支出を差し引いた差額は当期純損失として1億5,076万3,898円でありました。4ページの損益計算書に計上をしてございます。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございますが、収入では資本的収入の決算で3億5,800万円、支出の資本的支出は決算で7億5,959万8,154円でした。資本的収入が資本的支出に不足する額4億159万8,154円は内部留保資金で補填をいたしました。3ページをご覧ください。財産目録でございます。資産は現金預金1,184万6,059円、未成土地12億9,901万925円資産合計13億1,085万6,984円、負債は短期借入金で13億8,100万円、負債合計も

同額でございます。差引純資産として7,014万3,016円の欠損でございます。5ページをご覧ください。貸借対照表でございます。資産の部で流動資産合計は13億1,085万6,984円で資産合計も同額でございます。負債の部で短期借入金は13億8,100万円。負債合計も同額でございます。資本の部で基本財産が300万円ございまして、準備金につきましては当期純損失としまして1億5,076万3,898円を計上し、資本合計は7,014万3,016円の欠損で負債資本合計は13億1,085万6,984円となりました。平成22年3月31日に資産評価を見直しまして評価額は前期繰越準備金で補填し、残金は欠損金として処理をいたしました。評価替前の帳簿価格は14億5,020万6,489円であります。以上につきまして8ページの試算表に詳細を記してございます。6ページ以降につきましては資料として添付させていただきましたのでご覧をいただきたいと思っております。

次に平成22年度辰野町土地開発公社事業計画書でございます。1ページをご覧ください。基本計画といたしまして土地造成事業におきまして用地取得は下辰野地区578㎡を計画し、宅地造成事業に着手します。処分事業としまして5地区8,846㎡の分譲を予定し継続事業と併せ15地区の造成分譲を計画をしております。辰野町土地開発公社経営健全化計画は引き続き実行をさせていただきます。

次に平成22年度辰野町土地開発公社事業会計予算書でございます。1ページをご覧ください。業務の予定量は土地取得事業で578㎡、土地処分事業で8,846㎡でございます。収益的収入及び支出は事業収益、事業費用ともに4億1,688万5,000円でございます。資本的収入及び支出では資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,966万9,000円は留保資金で補填をするつもりでございます。資本的収入は借入金で1億5,000万円、資本的支出は4億8,966万9,000円でございます。3ページ以降は実施計画を添付させていただきました。ご覧をいただきたいと思っております。以上、辰野町土地開発公社平成21年度決算及び平成22年度事業計画について報告をさせていただきました。

○開発公社事務取扱会計管理者

それでは報告第4号、平成21年度辰野町開発公社事業決算書及び平成22年度辰野町開発公社事業計画書についてご報告申し上げます。なお既に告示されております付議事件名の報告事項では決算書のみになっておりますが、平成22年度辰野町開発公社事業計画書も加えて報告させていただきますのでご了承ください。それでは1

ページからお願いいたします。社団法人辰野町開発公社は昭和45年9月に公共施設を利用した事業の推進により、町の活性化と快適なまちづくり、健康で文化的な町民福祉の増進を図ることを目的に創設をされました。平成18年9月より辰野町からの指定管理を受け、荒神山スポーツ公園内の体育施設やパークセンターふれあいをはじめ、かやぶきの館や周辺の施設、社会体育館、丸山球場などの管理運営を行ってまいりました。その後平成21年4月からはかやぶきの館、ふれあい工房土恋処よこかわについては民間企業に指定管理が移り、荒神山スポーツ公園内の体育施設、丸山球場、社会体育館、パークセンターふれあいは町教育委員会の直営管理となり残すのはたばこ取扱い事業のみとなりました。その後、財政面では町から3,500万円のご負担をいただき借入金3,500万円が減額されました。したがって繰越欠損金は9,661万142円となります。詳しくは10ページの右下の次期繰越収支差額の欄をご覧くださいとのお分かりいただけますけれども、借入金の1億1,700万円は負債扱いとしたうえで繰越欠損金は算定をされておりますのでご了承ください。本文に戻りますけれども、前年度決算終了後に残されたたばこ取扱い事業及び借入金の返済について検討を重ね、たばこ取扱い事業については引き受け先が間もなく決定する見込みであり、公社としての使命は終了したとの結論に達しました。よって新年度に入りまして、これまで解散に向けた準備が進められてまいりました。続いて2ページ、3ページにつきましてですが社員総会での議決事項、役員、職員に関する事項ですのでご覧をいただき説明を省略させていただきます。次の4ページですが只今ご説明いたしました借入金の借入先や条件などの一覧であります。また6ページから8ページの一般会計収支計算書はこのあとの説明と連動いたしますので、ご覧をいただき説明を省略させていただきます。9ページをお開きください。正味財産増減計算書をご説明申し上げます。増加の原因の部、営業収益ですが自主事業収入、いわゆるたばこの取扱いと町負担金、これは人件費分と借入金分です。営業外収益としては受取利息と消費税や労働保険料の精算分などがあり、増加合計は9,512万211円となりました。減少原因の部では営業費用の内、自主事業はたばこ取扱いに関する費用が主なものでありまして、営業外費用の借入金に対する支払利息を含めて合計で6,215万6,065円です。したがって当期正味財産増加額は3,296万4,146円となりまして、期末正味財産合計額は9,661万142円のマイナスであります。続きまして10ページの貸借対照表、11ページの財産目録はのちほどご

覧いただきたいと思います。引き続きまして平成22年度辰野町開発公社事業計画を申し上げます。12ページをお開きください。これまでの経過はさきほど説明してきたとおりでございますけれども、説明文の上から5行目からでありますが開発公社として今まで展開してまいりました業務は昨年度末で終了し、その後は「たばこ」の取扱いのみを1年間実施してまいりました。環境が大きく変わる中で辰野町開発公社としての事業は達成できたと思われまふ。今後は経済状況を見ながら「たばこ」の取扱いの引継ぎ先が決まり次第清算に伴う事務処理を実施してまいります。つづきまして13、14ページの一般会計収支予算書についてご説明申し上げます。収入の部で03自主事業収入では事業の引き受け先が決まることを想定はしておりますけれども、事業の最終結論期間が特定できませんので昨年同様の額を計上してあります。また04の町負担金ほかについても同様でありまして、収入合計についても前年度予算同額であります。次に次ページの支出の部であります03管理費の内、事務局費の委託料が250万円の減額、04の営業外費用の内、支払利息の100万円の減額を含め、支出合計では前年比で350万円の減額となり、収入の部同様、状況が変わることを想定しながらも1年間の収支について計上してありますのでご理解を願いたいと思います。以上で辰野町開発公社の報告を終わらせていただきます。

○議長

只今4件について報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第23、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情についてはあらかじめ文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表朗読)

○議長

以上、請願・陳情5件についてはそれぞれ所管の委員会へ審査を付託することにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 閉会の時期

6 月 2 日 12 時 43 分 散会